令和８年（フ）第１０３号
岐阜県各務原市那加野畑町１丁目92番地２（リルビドソニック　103）、前住所栃木県宇都宮市鶴田町619番地１　メゾンアーバンＣ201
破産者　小山　洋平
１　破産債権の届出期間　令和８年10月19日まで
２　一般調査期日　令和８年12月４日午前10時
令和８年９月７日　岐阜地方裁判所
令和７年（フ）第２１５号
群馬県高崎市あら町201番地セレストタワー高崎1804、旧住所群馬県伊勢崎市波志江町4134番地４
破産者　小谷野浩志
１　破産債権の届出期間　令和８年10月23日まで
２　一般調査期日　令和８年12月８日午前10時
令和８年９月11日
前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和７年（フ）第１６１７号
京都府木津川市城山台10丁目29―18、開始決定時の住所京都府木津川市加茂町大野北出畑53番地２
破産者　六角　健次
１　破産債権の届出期間　令和８年10月26日まで
２　一般調査期日　令和８年12月２日午前10時30分
令和８年９月11日
京都地方裁判所第５民事部破産係
令和８年（フ）第１４号
大阪府南河内郡太子町大字山田2620番地
破産者　田中　由美
１　破産債権の届出期間　令和８年10月29日まで
２　一般調査期日　令和９年１月28日午後１時30分
令和８年９月10日
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和７年（フ）第１０４号
岡山県真庭市下市瀬1194番地
破産者　山田喜一郎
１　破産債権の届出期間　令和８年10月29日まで
２　一般調査期日　令和８年12月７日午前11時
令和８年９月10日　岡山地方裁判所津山支部
令和８年（フ）第４３号
岐阜県大垣市本今町234番地１
破産者　安藤　智香
１　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
２　一般調査期日　令和８年12月14日午前10時45分
令和８年９月11日
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和８年（フ）第４９５号
京都府宇治市小倉町堀池18番地の41、前住所京都府宇治市宇治蛇塚16番地の24
破産者　井谷　　豊
１　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
２　一般調査期日　令和８年12月９日午前10時15分
令和８年９月11日
京都地方裁判所第５民事部破産係
令和８年（フ）第３３４号
大阪市淀川区新高４丁目12番10号プリンスコート新高705、住民票上の住所大阪市西淀川区佃３丁目13番31号
破産者　足立　亮太
１　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
２　一般調査期日　令和９年１月21日午後２時10分
令和８年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
令和８年（フ）第２６６号
大阪府泉佐野市岡本４丁目５番８－1102号
破産者　奥　由紀子（旧姓口元）
異議申述期間　令和８年10月23日まで
令和８年９月９日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和８年（フ）第５８号
宮崎県延岡市平原町１丁目78番地15
破産者　荒川　京子
異議申述期間　令和８年10月23日まで
令和８年９月11日　宮崎地方裁判所延岡支部
令和８年（フ）第３３１号
札幌市東区北40条東５丁目２番10号　コーポ園210号
破産者　鈴木　　浩
異議申述期間　令和８年11月５日まで
令和８年９月10日
札幌地方裁判所民事第４部
令和８年（フ）第２８８９号
大阪市北区梅田１－１－３大阪駅前第３ビル29階１－１－１号室、従前の本店所在地東京都中央区銀座１―12―４Ｎ＆ＥＢＬＤ．７階
破産者　株式会社Ｌａｖｉｗｅｌｌ
異議申述期間　令和８年11月５日まで
令和８年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部
令和８年（フ）第２８９０号
大阪府枚方市南船橋２丁目７番９―506号、前住所大阪市都島区東野田町１丁目11番14―601号
破産者　後藤海善こと　ＬＹＵ　ＨＡＩＳＨＡＮ　呂　　海善
異議申述期間　令和８年11月５日まで
令和８年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部
令和７年（フ）第５２３９号
大阪市北区天神橋７丁目４番２―1002号
破産者　中城　将一
異議申述期間　令和８年11月６日まで
令和８年９月11日
大阪地方裁判所第６民事部
令和８年（フ）第２８６１号
大阪府八尾市青山町２丁目３番３―103号
破産者　ボディケア坪内こと　坪内　理男
異議申述期間　令和８年11月６日まで
令和８年９月11日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０４５号
東京都渋谷区桜丘町26番１号
清算株式会社　ＣＮ株式会社
代表清算人　田中真穂（野上真穂）
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１号
徳島県阿南市宝田町荒井20番地
清算株式会社　株式会社ＫＳ商会
１　決定年月日　令和８年９月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所阿南支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００５号
福岡市中央区大手門一丁目６番１号大手門藤間３０３号
清算株式会社　株式会社ＯｎｅＣｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎｓ
代表清算人　　南波　好伸
１　決定年月日　令和８年９月３日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　定義
本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。
２　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
３　新たな財産が発見された場合の取扱い
第２項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、第２項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
以上
（別紙省略）
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続開始

令和８年（再）第１号
兵庫県川西市多田院多田所町１番１号
再生債務者　多田神社
１　決定年月日時　令和8年9月4日午後3時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和8年10月9日まで
４　再生債権の一般調査期間　令和8年11月9日から令和8年11月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部